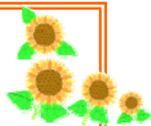


声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！



パート・非常勤部会ニュース No. 13

大阪市北区錦町2-2 国労会館1F 大阪労連パート・非常勤部会 2009・6・9

労働局・雇用均等室との交渉を行いました

パート労働者の立場に立った行政指導を！

6月8日(月)、午前10時から約1時間半、大阪労働局・雇用均等室との交渉を行いました。大阪労連からは7単産、2地域、22名が参加、労働局は監督課主任と雇用均等室の室長補佐が対応しました。

パート労働法が施行されて1年が経過をし、その実施状況を聞くとともに職場の実態に基づいて質問や交渉を行いました。交渉を聞いていた川辺議長は「日本の労働の後進性が表れている。パートの労働条件はひどすぎる。そもそも労働基準法はすべての労働者に適用される法律であるにもかかわらず、縦割りの法律を作ってそれぞれに抜け道を作っている。労働局は横の連携をもって労働条件の改善に努力をしてほしい。労働行政はそもそも労働者保護の立場に立つべきもの」と締めくくりました。



労働局は横の連携をもって労働条件の改善に努力をしてほしい。労働行政はそもそも労働者保護の立場に立つべきもの」と締めくくりました。

○平成20年度分のパート労働法の施行状況については、今年10月末頃に公表する

パート労働法の施行状況については「現在、具体的相談はなかなか得られていない。1年間の相談件数は1570件、そのうちパート労働者からの相談は261件、法律について事業主からの問い合わせが多い。行政指導は560件で、そのうち正社員への転換制度は137件、昇給・賞与・退職金の明示は97件、パート労働法8条違反(差別禁止パート)については1件もない。10月末頃公表する」と述べました

* 非常勤職員(6時間契約)の専門的なプランナーを4名配置しているが、相談がほとんどない。

* 指導助言について 事業所に指導書を交付し、1ヶ月以内に回答を求めている。回答をもらって終了。→ 回答をもらえば終了か? → 是正されなければ是正されるまで。

○現場からの具体的な質問や意見が・・・

① 正規への転換希望者がいるのに声をかけないで、新規採用をした場合は?

雇用均等室 → 人を選んで求人を知っているということなら、パート法違反。「正規へ転換したい人に手を上げてもらって」という場合でも、パートが求人を見られるようになっている事。

② A事業所で正規雇用がある場合、A事業所のパートにだけ知らせるのは?

→ B事業所から明らかにAに通えない場合、そしてB事業所で正規募集があった時にはBのパートに知らせている場合は法違反とは言えない。

③ 一部職種のパートにだけ、正規職員募集を知らせるのは?

→ すべての職種のパートに募集を知らせる必要がある。

④ フルタイムパートだったが、パート法施行で9時～16時に労働時間削減され、朝礼、会議に出ら

れなくなり仕事が違うようになった。今年新卒採用があったが、内部から7年間正規採用はない。

雇用均等室 → 労働条件の不利益変更。パートに新規採用を知らせないのは問題になる。

⑤配送パートは一時金をなくして1300円募集、営業パートは営業手当、一時金、退職金込みの1170円で募集をしている。この募集の仕方はどうか？

→毎月定額で入ってくるものは基本給になる。

⑥定期昇給が毎年10円、130円でストップ。それ以降は何年働いてもベースアップがない限り、全く上がらない。年収約180万円。しかし、パート労働法の差別禁止パートではなく、「パート法からはずされた労働者だから」とあきらめて相談に行けない。

→時間給をずっと据え置くことは、パート労働法9条違反で指導できると思う。事業主は「この制度を作ればすべてOK」ということではなく、ずっと努力していく義務がある。制度についての、合理的な説明が求められる。

⑦医療の職場ではパート看護師が多い。仕事は全く同じで1時間早く帰らせる。

パートの一時金は常勤の半分。賃金の均衡の考え方は？

→事業所の考え方によって異なる。



⑧JMIU ケーブル工業で働いていた。入社時期や経験に関係なく時間給が決められている。パートは一時金の入った封筒が折れるが、正規は折れない。新規採用はパートだけ。フルタイムパートで働いていたが、時間給低く年収180万~190万円。福利厚生があることや社会保険に入れることで働いてきた。他の会社は「パートは有休がない、健康診断がない」がほとんど。雇い入れ通知書は会社が持っていて本人には渡していない。時間給は新規採用者と同じ。部署により新規採用が5円高い。働く人は色々な権利を知らない人がほとんど。どのように権利を知らせているのか。

→ 10人以上の企業は就業規則を労働者の目につく所に置くように指導している。労働者への啓蒙宣伝に努力しているが、お金の問題がある。お金があればテレビなどでも宣伝できるが…

→ 交渉終了後、雇用均等室は聞き取りを行い、「調査に入るが、争議の場合、争議を妨げる場合もあるので時間を置く」と述べたことに対し、一緒に参加してくれていたJMIUの書記長は「職場復帰をめざしており、働きやすい職場を作ることも大切。今、職場で働いているパート労働者も多くいるので、調査に入っていただきたい」と述べ、調査に入ることになりました。調査後の結果については、「直接本人に知らせる」ということでした。

今年度初めての最低賃金審議会を傍聴

6月9日(火)、午後2時から大阪地方最低賃金審議会第282回総会が開かれました。公益委員2名、労働者委員1名、使用者委員1名が欠席でした。審議会は会長と会長代理を選出し、小委員会のメンバーを決め、最低賃金改正にかかわる要請書が紹介されました。

桑島労働局長は、「円卓会議の動向を見てということで、中央最低賃金審議会の開催が6月末頃まで延期されている。大阪の改正諮問は7月上旬の審議会(7月7日予定)で行う」と述べ、改正諮問は見送られました。公益委員から「会長に西村多嘉子氏(大阪商業大学教授)」、「会長代理に玉井金五氏(大阪市立大学大学院教授)」が選出されました。要請は大阪労連と連合大阪から出されており、連合大阪は「時間給870円(連合リビングウェッジ額)に引き上げ、産別最賃について現行8業種の最賃を基幹労働者の賃金に相応しい水準に改定し早期発効など」を要請しています。労働者委員の脇本氏から「今年度も関係労使の意見聴取を持って欲しい」との発言があり、**昨年同様(3名)に実施**することになりました。